

構想調書 作成上の留意事項

本構想調書は、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（以下「戦略的研究支援事業」という。）に係る補助金の交付を受けようとする学校法人の整備構想をあらかじめ把握するとともに、「私立大学戦略的研究基盤形成支援検討会（以下「検討会」という。）」における事業の選定審査の資料となるものです。

については、下記の点に留意し、構想調書を作成の上、提出してください。

記

I. 一般的事項

1 申請

1つの研究組織につき、1つの事業のみ申請可能です。事業ごとに「構想調書」を作成してください。

既存の研究組織を複合した組織を設置又は研究組織の一部を1つの研究組織として申請する（例えば、1つの大学院研究科の中に複数の研究組織を設け、各研究組織がそれぞれ個別に申請する）ことも可能です。ただし、研究組織ごとに研究代表者を置くとともに、各研究組織の研究代表者が重複しないようにしてください。

1つの事業において複数の研究プロジェクトを実施することも可能ですが、その場合はプロジェクトごとに「研究プロジェクト調書」を作成してください。

なお、戦略的研究支援事業においては、研究終了後に引き続き研究を実施する、いわゆる「継続事業」は実施していません。そのため、従来の私立大学学術研究高度化推進事業に選定され、平成20年度に事業が終了した研究で、これまでの研究成果を踏まえ、研究をさらに発展させるなど、継続性のある研究を引き続き実施するため、平成21年度以降も戦略的研究支援事業で研究費等の支援を希望する場合は、「研究拠点を形成する研究」を選択の上、新規事業として申請してください。

2 選定方法

(1) 「検討会」における選定審査は、「構想調書」及び「研究プロジェクト調書」による書面審査のみで行われます。

(2) 選定は、「構想調書」単位（事業単位）で行います。

事業全体を審査しますので、原則として、複数のプロジェクトで構成されている事業でも一部のプロジェクトだけが選定されることはありません。

(3) プロジェクト単位で別々に選定されることを希望する場合は、各プロジェクトを個別の事業として「構想調書」を作成してください（選定を希望する単位ごとに「構想調書」を作成することになります）。

3 研究目的・研究計画

(1) 研究計画の立案にあたっては、戦略的研究支援事業の趣旨に則して、次の点に留意してください。

- ① 特色ある戦略的な事業であること。
- ② 研究目的は、焦点の絞られた具体的なものであること。
- ③ 研究の進め方が着実で、研究経費の算出が合理的であること。

- ④ 研究組織における研究者間の関連及び分担関係が明確であること。
- ⑤ 研究成果の学術研究又は新技術開発等への高い貢献度が期待されること。

(2) 所定の期間内に事業を終了し、成果をとりまとめ、かつ、発表が行えるよう具体的な年次計画を立てることが必要となります。特に「研究プロジェクト調書」における年度別の具体的研究内容欄は詳細に記載してください。

(3) 生命倫理や安全確保に係る指針等について

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策の観点から法令又は指針等により必要な手続き等が定められていますので、当該手続き等を遵守し、適切に研究を実施してください。

詳細については文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/index.htm をご参照ください。

なお、法令・指針に違反して研究が実施されていることが判明した場合、補助金の交付を取り消すことがありますので、留意してください。

※ 生命倫理に関する配慮を必要とする研究分野を扱う場合は、「研究プロジェクト調書」の「1 研究プロジェクトの研究の概要」欄に、倫理面の配慮について記載してください。（例：「〇年〇月〇日 学内倫理審査委員会において了承」など。）

4 補助対象

(1) 当該年度中に契約を締結の上、整備し、かつ、代金の支払いを完了する以下の①から⑤に該当するもの。

① 「研究施設」に対する補助

- ・ 「私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱」（改正予定）及び「私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））」のうち研究施設に係る取扱要領」（別紙1）に基づくもの。

② 「研究装置」に対する補助

- ・ 1個又は1組の価格が4,000万円以上のもの・当該装置を設置する建物その他の施設に関し、新增改築工事、改修工事又は電気工事、ガス工事、給排水工事その他の附帯工事を必要とするものであること。

③ 「情報通信施設（マルチメディア施設改造）」及び「情報通信装置（学内LAN装置）」に対する補助

- ・ それぞれ事業経費が1,000万円以上のもの

④ 「研究設備」に対する補助

- ・ 1個又は1組の価格が500万円以上（図書は100万円以上）4,000万円未満のもの。
- ・ ただし、以下の経費は補助対象外とする。

運搬（運送）費、据付工事費、施設工事費、試験調整費、保守管理料、消耗品費及びソフトウェアの整備に係る経費等、設備購入費以外の経費

⑤ 「情報処理関係設備」に対する補助

- ・ 1個又は1組の価額が1,000万円以上のもの。

(2) 整備期間について、①は、原則、事業初年度に整備するもののみ、②から⑤は初年度から3年目までに整備されるものが対象となります。（ただし、当該年度中に契約から支払いを完了するものに限りません）。

- (3) 原則として、構想調書からの整備計画の変更は認められません（ただし、合理的理由を有しているものについては、この限りではありません）。そのため、構想調書に記載されているもののみが優先採択の対象となります。
- (4) 研究費・研究スタッフ経費等については、私立大学等経常費補助金により補助を行います。
なお、「研究拠点を形成する研究」については、初年度から5年目まで、「大学の特色を活かした研究」、「地域に根差した研究」については、初年度から3年目まで補助します。
※ 研究費については、他省庁等の支援制度等の活用も十分検討してください。（特に、共同研究の相手方となる民間企業等の資金や、当該企業等を対象とした支援制度等がある場合は、その活用など。）
- (5) 研究費等のみの支援を希望する研究（以下「研究費のみ」という。）については、原則、認められませんが、「研究拠点を形成する研究」に申請した研究のみ対象とすることができます。
ただし、その場合の上限は年間3,000万円までとします。

II. 作成要領

1 「構想調書の概要」（様式Ⅰ）

本調書は事業の全体の把握のために作成しておりますので、「様式Ⅱ」「様式Ⅲ」の内容の要点を簡潔に記入してください。

(1) 支援区分

「研究拠点を形成する研究」、「大学の特色を活かした研究」、「地域に根差した研究」から選択してください。

(2) 研究計画・研究方法

「様式Ⅱ」及び「様式Ⅲ」に記入した内容の要点をまとめ、簡潔に記入してください。また、③「事業費」については、私学助成補助金申請予定額を記入してください。

(3) 研究により期待される効果

「様式Ⅱ」及び「様式Ⅲ」に記入した内容の要点をまとめ、簡潔に記入してください。

2 「構想調書」（様式Ⅱ関係）

(1) 「研究期間」

当該研究を行う期間を記入してください。

研究期間は原則として以下のとおりとし、その期間を超えることはできません。

- ・「研究拠点を形成する研究」：5年間
- ・「大学の特色を活かした研究」、「地域に根差した研究」：3年間

(2) 「希望審査分野」

審査を希望する分野を、原則、1つだけ選択してください。ただし、研究が学際的な領域で分野をまたがっており、真に1つの審査区分のみでは審査が困難であると考えられる場合は、複数の分野を選択することも可とします。なお、分野を判断する際は、研究組織（構成員の専門分野等）ではなく、研究内容に着目してください。

(3) 「1 研究の意義・目的」

当該研究の学術的な特色や意義を中心に、当該研究の大学における位置づけや申請区分の選択理由、意義について具体的かつ簡潔に記入してください。

(4) 「4 当該研究組織における科学研究費補助金以外の研究費に係る補助金等の受入れ状況」

平成19年度及び20年度に受け入れた100万円以上の補助金等（文部科学省以外の省庁等、特殊法人、地方公共団体等からの補助金並びに委託金等を含む。）について記載して

ください。

(5) 「5 研究施設の概要」

当該研究を行う施設について記載してください。

当該研究を複数の施設で行う場合、主要な施設を3つまで記入してください（補助金申請予定の施設を優先的に記載する。なお、補助金申請予定施設が3つ以上ある場合は様式を複製し使用する）。その場合は、備考欄に当該施設で行う主要な研究内容についてごく簡潔に記載してください。

① 「整備内容」

当該研究に使用するための施設の整備内容について以下に従い選択してください。

- ・ 「既存施設」：既に整備されている施設を使用する場合（「当該研究のための工事」を伴わないもの）
- ・ 「新築」：新たに施設を建設する場合
- ・ 「増築」：既存施設に一体的な施設として床面積を増加させる場合
- ・ 「改築」：建築物を取り壊した後、以前の用途、構造、規模と同等程度のものに建て替える場合
- ・ 「改造」：既存施設の研究室や実験室の間仕切りや建築設備等を新たな研究に対応するように模様替えする場合

② 「補助金申請面積」及び「補助金申請額」

戦略的研究支援事業で補助金を申請する予定の場合のみ、記入してください。

(6) 「6 研究装置の概要」及び「7 研究設備の概要」

戦略的研究支援事業で補助金を申請する装置・設備について記入してください。なお、原則として、本調書に記載された装置・設備のみが優先採択の対象となります。

(7) 「8 その他の装置・設備の概要」

戦略的研究支援事業で使用する装置・設備であって、戦略的研究支援事業で補助金申請しないもののうち、主なものを記載してください。

(8) 「9 研究費、研究支援スタッフ（ポスドク、リサーチ・アシスタント等）経費等の状況等」

- ① 研究プロジェクトが複数ある場合には、一事業にまとめて本様式を作成してください。
- ② 当該研究を実施するために必要な研究費等について記入してください。
- ③ 研究経費の算出についての合理性も審査の対象となるので留意してください。
- ④ 原則として、本調書に記載された各年度の金額を超えて申請はできません。

(9) 「10 私立大学等経常費補助金以外に、当該プロジェクトの実施に必要な研究費等に係る補助金」

- ① 文部科学省以外の省庁等、特殊法人、地方公共団体等からの補助金及び委託金等を含みませぬ。
- ② できるだけ積極的に記入するようにしてください。

3 「研究プロジェクト調書」

(1) 「1 研究プロジェクトの概要」

① 「期待される成果又はその公表計画」

- ・ 期待される効果について具体的に記入してください。
- ・ 目標はなるべく定量的なものとし、定性的である場合は、その成果を検証するための評価指標をどのように設定しているかについても記載してください（検討会における評価時に、この目標達成度について評価・検証を行います）。
- ・ 学内においてその達成度について自己評価・検証を行う体制がとられているか記載して

ください。

② 「④学内の生命倫理に関する審査体制・審査結果（生命科学のみ）」

- ・ 生命科学に関する研究を行う場合、学内の生命倫理審査委員会等、生命倫理に関する審査を行う機関について、その組織図と責任体制について図示・記述してください。
- ・ 当該研究で委員会に附議しなければならない研究内容について記述し、当該委員会等の審査を経ているかどうか、まだ審査されていない場合は、いつ審査を受けるのかについて記述してください。

(2) 「4 研究プロジェクトに参加する研究者の主な研究業績」

- ① 当該研究プロジェクトに関連する業績のみ記入してください。
- ② 主な学術研究論文（掲載された雑誌名も記載してください。）、学術研究著書を研究者ごとに発表年次の順に主要なものを各5本まで記入してください。それ以外の論文・著書については、本数のみ記載（各研究者の論文・著書リストの右下に「ほか〇〇件（うち査読付き〇〇件）」）してください。共著の場合は、研究プロジェクト参加研究者名部分に下線を引いてください。
- ③ レフェリー（査読）付き論文の場合は、論文タイトルの左側に（*）を付してください。

III. 構想調書記入上の留意事項

- (1) 「構想調書の概要（様式Ⅰ）」については、所定の様式の範囲内（A4用紙1枚）で概要を簡潔に記入してください。
- (2) 「構想調書」については、説明に必要と思われる事項は漏れなく簡潔に記載してください。原則、所定の枚数に収めていただきますが、真に記載スペースが足りない場合はページ数を最小限増やすことも可とします。その場合は構想調書の最下部にページ番号を記入するようにしてください。
- (3) 必要に応じ、別紙資料を添付する場合は、必ず構想調書本文からの引用（例えば、本文中に「別紙1参照」等と記載し、別紙1を添付する。）とし、漠然と資料を添付することは避けてください。冊子等を別冊として添付することや論文そのものを別紙として添付することは避けてください。

また、研究組織に参加する研究者の過去の研究成果を活用して、どの研究業績からどのような成果を活用するのか、研究業績一覧から適宜引用しながら記述して下さい。

- (4) 予定している施設・装置、設備の整備計画及び研究費などの研究経費算出の合理性についても審査の対象となるので、留意してください。また、所要額等が未確定な場合は、調書作成時点において予定している金額等を記入してください（その合理性も審査の対象となります）。
- (5) 難解な専門用語や略語等については、極力脚注を付すなど分かりやすい記述となるようにしてください。

IV. 選定後の評価

選定後、「検討会」において、研究期間の3年目に「中間評価」を、最終年に「事後評価」を実施します。

ただし、3年以下の研究の場合は「事後評価」のみの実施となります。

（選定されたすべての事業が対象となります。なお、選定時に留意事項が付されることがありますが、（選定通知に記載）、その場合、中間評価時及び事後評価時に当該留意事項への対応状況に対する評価が行われます。

V. 提出書類・提出方法等

(1) 提出書類

- ① 平成21年度 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 構想調書の概要 (様式Ⅰ)
- ② 平成21年度 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 構想調書
(様式Ⅱ-1～Ⅱ-6)
- ③ 平成21年度 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 研究プロジェクト調書
(様式Ⅲ-1～Ⅲ-4)
- ④ その他必要な書類
- ⑤ 事務連絡者名簿

(2) 提出方法

正本((1)①～⑤)1部(クリップ留め)と写し((1)①～④)9部(ホッチキス又はダブルクリップ留め)を郵送するとともに、「様式Ⅰ」から「様式Ⅲ-4」までを電子メールで送付してください。なお、複数の分野での審査を希望する場合は、1分野増えるごとに写しを6部ずつ多く郵送してください。

※ 「様式Ⅰ」から「様式Ⅲ-4」までは、所定の様式を使用してください。

※ ファイル名は任意としますが、メールの件名は次のとおりにしてください。

【(法人名)】基盤支援構想調書 (例) 【文部科学学園】基盤支援構想調書

(3) 提出期限 **平成20年8月29日(金)**

- (4) 提出先 龍谷大学研究部(人間・科学・宗教総合研究センター)
E-mail : matumoto@ad.ryukoku.ac.jp